

## 国選弁護事件等における当事者鑑定費用の支給を求める会長声明

2015年（平成27年）3月25日

兵庫県弁護士会

会 長 武 本 夕 香 子

- 1 当会は、平成27年4月1日、当会会員が国選弁護人又は国選付添人（以下「国選弁護人等」という）に選任された事件につき、当該会員が専門家に依頼して行う鑑定費用、意見書作成費用その他の実費の全部又は一部を当会が支援する制度を導入する。
- 2 被疑者、被告人及び少年（以下「被疑者等」という）の権利を擁護し、また冤罪を防ぐために、弁護人又は付添人（以下「弁護人等」という）は、専門家に依頼して精神鑑定、情状鑑定、法医学鑑定、工学鑑定、DNA鑑定、筆跡鑑定及び検察官立証に対する反証としての再鑑定等を専門家に依頼することがある（以下「当事者鑑定」という）。

弁護人等が適切な弁護活動等のために鑑定を請求しても、裁判所は必ず鑑定請求を採用するとは限らない。その場合、弁護人等は、当事者鑑定を行い、鑑定書や専門家の意見書等を証拠として請求したり、当事者鑑定の結果を踏まえて、裁判所に正式な鑑定請求の採用決定を促すなどの弁護活動が必要であり、当事者鑑定は、被疑者等の権利を擁護するための重要な弁護活動等である。

ところが、当事者鑑定に要する費用は、国選弁護費用、国選付添費用の対象となっておらず、国選弁護人等に支給されることはない。

それゆえ、国選弁護人等が適切な弁護活動等のために当事者鑑定が必要であると考えても、現時点では、自らの経済的犠牲のもと当事者鑑定を依頼するしかない。

実際、これまで国選弁護人等に選任された当会会員の多くは、被疑者等の権利

を擁護するために必要と考えた場合は、国選弁護人等としての使命感から、自らの経済的犠牲のもと、当事者鑑定を依頼してきた。そして、その結果、実際に、無罪判決を含め適切な判決を勝ち取られた例も多い。

- 3 弁護人を依頼する権利は憲法で保障された人権であり（憲法37条3項）、国選弁護人等の制度はこれを実質的に担保する制度である。

そして、弁護人等を依頼する権利は、単に弁護人等を依頼できる権利を意味するのではなく、被疑者等にとって充実した弁護を受ける権利であり、私選と国選で受ける弁護活動等に差があってはならない。被疑者等が経済的困窮者の場合に国選弁護人等が自己負担をする以外に当事者鑑定を受けられないというのでは、弁護人等を依頼する権利を保障した趣旨が没却されかねない。

したがって、国選弁護人等の活動において必要となる当事者鑑定に要する費用等の実費を支給することは、国の責務といえる。

- 4 当会は、国費で賄われるまでの間、緊急避難的に、被疑者等の権利を擁護し、また国選弁護人等に選任された当会会員の経済的犠牲を軽減するために、当事者鑑定費用等の実費を国選弁護人等に選任された当会会員に支援することとした。しかしながら、上記のとおり、当事者鑑定費用はあくまで本来国費により賄われるべき実費である。

よって、当会は、早急に当事者鑑定費用を国選弁護費用として支給するよう国に求める。